

特 別

企 画

地域のレジリエンスを高める 居宅介護支援事業所のBCP

つなぐ役割をもつケアマネジャー。BCP（事業継続）の対象を地域という広い視点で捉え、人や事業所をつなぎ、協働と助け合いを促進することができる。地域のレジリエンスを高める取組を模索している居宅介護支援事業所の活動を紹介する。

I. はじめに

令和3年度介護報酬改定で感染症対策の強化、業務継続にむけた取り組みの強化が掲げられ、令和6年3月で経過措置期間が終了となっています。

感染症発生時の業務継続ガイドライン、自然災害発生時の業務継続ガイドラインは、令和6年3月に厚労省から改定版が発出され、居宅介護支援事業所の管理者の多くの方はすでに周知のとおりだと思います。

取り組みを前にすすめ、実践的なものへとブラッシュアップしていくことが、これから求められます。

今回は地域の居宅介護支援事業所の取り組みをご紹介します。使えるBCPへの改善へとお役に立つことができましたら幸甚に存じます。

II. 感染症対策とBCP

①居宅介護支援の感染症対策

Covid-19襲来から4年。新型コロナウイルス感染症は昨年5月に5類へと見直されたものの、最近ではマイコプラズマ肺炎の流行など、繰り返し感染症と向き合い続けることが求められています。

この数年、私たちは、感染症に弱く重症化しやすい高齢者を支援しながら、改めてスタンダードプリコーションの

重要性を認識しています。平時および発生時の対応を繰り返し学び、トレーニングを行い、マニュアル改善を続けています。

各事業所ごとに、BCPにむけたマニュアルが作成され改訂され取り組まれています。例えば、弊社の特徴は予防給付の委託契約を行わず、要介護高齢者のみを担当していて、重度化リスク、医療依存度の高い利用者、在宅で看取りを迎えるケースを担当しています。感染症蔓延の情報を定期的に収集し、利用者・家族の体調に合わせて、家族や親族・来訪者らに注意事項を喚起する張り紙をつくり（画像1）注意を促したり、ケアマネ自身も媒介者とならないよう、訪問のタイミングや注意深い健康管理、必要に応じて適宜検査・治療等の対応を行います。

事業所におけるクラスター発生時を想定し、利用者の個々の事情にあわせたトリアージにより、同じ包括圏域にある10数か所の居宅介護支援事業所と業務代行の覚え書き・合意を締結していて、隣近所のケアマネとの協力体制を構築していることは、小規模事業所にとって安心できる体制となっています。

②サービス事業所の感染対策

利用者や家族にとって、急なサービスの休止連絡は、困惑し代替えサービ



執筆 ▶

佐藤文恵

きちっと居宅介護支援事業所 管理者 主任介護支援専門員
メディカルケアマネジャー ワークサポートケアマネジャー